

震災後の介護制度

2011年4月、「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」が、震災直後に可決、公布されました。

<内容>

「1」 高齢者住まい法の目的

この法律は、高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、好ましい居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を実行し、高齢者に適した好ましい居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設けるなどの措置を実行することや、高齢者の居住の安定の確保を図ることにより、高齢者が安心して生活できる居住環境を実現しようとするものです。

「2」 基本方針と高齢者居住安定確保計画制度の創設

国土交通大臣ならびに厚生労働大臣は、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針を定めることとし、都道府県においては、基本方針に基づき、住宅部局と福祉部局が共同で、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標、高齢者居宅生活支援事業（高齢者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービスや福祉サービスを提供する事業）の用に供する施設の整備の促進等を定める「高齢者居住安定確保計画」を定めることができることとしています。

「3」 高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

現在、民間賃貸住宅におけるバリアフリー化された賃貸住宅の割合は誰にでもわかるほど低いなど、わが国における住宅のバリアフリー化の状況は明らかに遅れた状況にあります。この法律においては、バリアフリー構造を有するなど良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を行おうとする賃貸住宅事業者は、供給計画を作成し、基準に当てはまれば都道府県知事（政令指定都市・中核都市の長）の認定を受けることができます。認定を受けた計画により供給する住宅（高齢者向け優良賃貸住宅）には、整備に要する費用や家賃の減額に要する費用についての国と地方公共団体による補助などの支援を行います。

高齢者向け優良賃貸住宅の認定の基準

戸数：5戸以上

規模：25平方メートル以上

構造：原則耐火または準耐火

高齢者の身体機能に対応した設計・設備であること

緊急時に対応したサービスを受けうること 等

などが内容です。(一部です)

また、震災によってケア付きの住宅が、注目されています。1995年(平成7年)1月17日に起きた、阪神淡路大震災後に老人ホームの入居率はあがりましたが、東日本大震災後に見守り付きの住宅に入居するのをためらっていた人たちから、高齢者住宅情報センターなどへ問い合わせも増えています。優良賃貸住宅は、老人ホームより自由度も高いという利点があります。しかし、見守りなどソフト面のサービス提供が義務付けられているわけではないため、医療や介護の必要度が増すと住み続けられなくなり、介護施設や病院を探さなくてはならなくなるというデメリットがあります。

——復興のためには、何が必要か。

復興に必要なのは、お金だと思います。

新しい家や老人ホームなどを建てるにしても、お金は必要です。また、それらを運営するためにも必要です。